

平成 29 年 1 月 17 日  
スポーツ推進担当部

## 世田谷区スポーツ推進基金条例（案）について

### （付議の要旨）

東京 2020 大会を契機に、障害者スポーツの推進をはじめ、大蔵運動場陸上競技場の改築など、スポーツ環境の整備に伴うハード及びソフト面における当面の財政需要に対応するため、新たな基金を創設することに伴い、世田谷区スポーツ推進基金条例（案）を取りまとめたので報告する。

### 1 主旨

東京 2020 大会を契機として、障害者スポーツの推進をはじめ、大蔵運動場陸上競技場スタンドの改築や、大蔵運動施設整備計画策定後の施設の改築及び改修等には、多大な費用を要することが想定される。

このたび、スポーツ環境の整備に関するハード及びソフトの両面に関する当面の財政需要に対応するため、世田谷区スポーツ推進基金条例（案）を別紙 1 のとおり取りまとめたので報告する。

### 2 基金の用途

#### （1）スポーツ施設の整備

- ・改修・改築工事（大蔵運動場陸上競技場スタンドの改築、ユニバーサルデザイン対応等）
- ・新規整備工事（上用賀公園拡張用地のスポーツ施設等）

#### （2）区民等が行う公益を目的としたスポーツ・レクリエーション活動等への支援

- ・障害者スポーツ等の推進（福祉施設等への物品支援）
- ・総合型地域スポーツクラブ、NPO 法人等への活動支援

### 3 基金の財源

#### （1）大蔵第二運動場収益金

大蔵第二運動場は、施設運営にかかる歳出総額よりも、歳入総額が多い。よって、平成 29 年度から指定管理者となる公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団に、歳入と歳出の収支差額を区へ納付させ、基金の財源とする。

#### （2）スポーツ推進に関する寄附金

他の基金と同様、本基金について広く周知を行うことで、寄附文化の醸成を図り、寄附金を募る。

#### 4 本基金創設に伴う条例制定等について

本基金の創設にあたり、平成29年第1回区議会定例会に、世田谷区スポーツ推進基金条例案を提案する。

また、指定管理者に大蔵第二運動場の利用料金の一部を区に納付させることができる規定整備を図るため、別紙2のとおり世田谷区立大蔵第二運動場条例の一部を改正する。

#### 5 今後のスケジュール

平成29年	2月	上旬	区民生活常任委員会報告（基金条例案）
	2月		平成29年第1回区議会定例会に条例案提案
	3月		条例公布（中間議決）
			世田谷区スポーツ推進基金条例施行
	4月	1日	世田谷区立大蔵第二運動場条例の一部を改正する条例施行